

取扱注意



加盟店募集要項

食事券利用可能期間

令和2年10月26日（月）～令和3年2月28日（日）まで

加盟店募集期間

第1期：令和2年9月23日（水）～令和2年10月2日（金）

第2期：令和2年10月3日（土）～令和2年12月25日（金）

第1期に申請した加盟店はスターターキット（取扱マニュアル、換金伝票、プレミアム付食事券加盟店ステッカーなど）が、**10/21（水）頃に到着し、10/26（月）から食事券取扱が可能です。**

第2期に申請した加盟店はスターターキットが順次発送となり、**10/26（月）以降の到着となります。スターターキットが届き次第、食事券取扱が可能です。**

【お問合せ先】

ぎふ Go To Eat キャンペーン コールセンター

TEL:0570-07-5210

受付期間：令和2年9月23日（水）～令和3年3月31日（水）

※年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）を除く。

受付時間：10時～17時 土・日・祝日を除く

<目次>

・事業概要	・・・ P.2
・事業フレーム、食事券について	・・・ P.3
・加盟店の参加条件	・・・ P.4
・加盟店登録方法	・・・ P.7
・加盟店登録の抹消・その他、説明会について	・・・ P.9
・加盟店配布物一覧	・・・ P.10
・加盟店運営にあたってのお願い事項	・・・ P.11
・食事券取扱いについて	・・・ P.12
・食事券取扱い注意事項	・・・ P.14
・管理・回収・精算フローについて	・・・ P.15
・食事券の換金について	・・・ P.16
・換金スケジュールについて	・・・ P.17
・お問合せ先	・・・ P.18

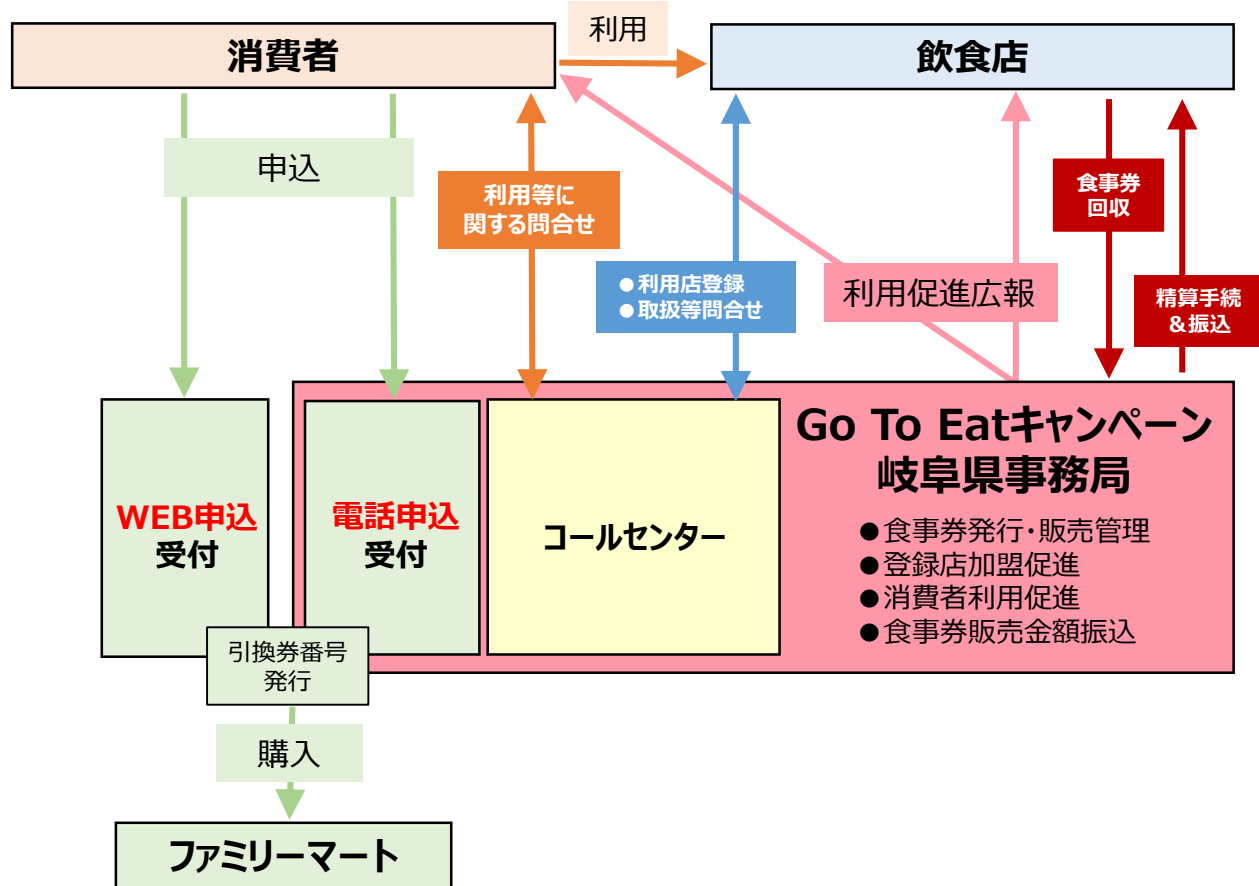
＜事業概要＞

①名称	「Go To Eatキャンペーン事業に係る事業のうち食事券発行委託事業
②発行者	農林水産省
③発行総数	最大 800,000冊
④発行総額	最大 100億円
⑤発行形態	紙クーポン【券種500円 1,000円 2種類】
⑥販売単価等	食事券12,500円（額面）を10,000円で販売 ※1セット12,500円分（1,000円×10枚+500円×5枚）を 10,000円で販売し、1人2セット（最大20,000円）まで購入可能。
⑦販売エリア	岐阜県全域
⑧利用期間	令和2年10月26日～令和3年2月28日 ※委託者が別途指示する開始日から令和3年3月31日までの期間中に実施。 ※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、プレミアム食事券の配布 及び利用を停止することがある。
⑨販売方法	WEB申込及び電話申込後、岐阜県内各ファミリーマート店舗の専用端末 【ファミポート】で発券、レジにて支払い、クーポン受取。
⑩利用地域	岐阜県内 ※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、特定の地域において プレミアム食事券の配布及び利用を停止することがある。
⑪利用可能店舗	Go To Eatキャンペーン岐阜県事務局の登録を受けた飲食業者
⑫給付額	購入金額の25%を上乗せしたプレミアム食事券として販売
⑬加盟店	食事券の使用場所として登録された県内の店舗等

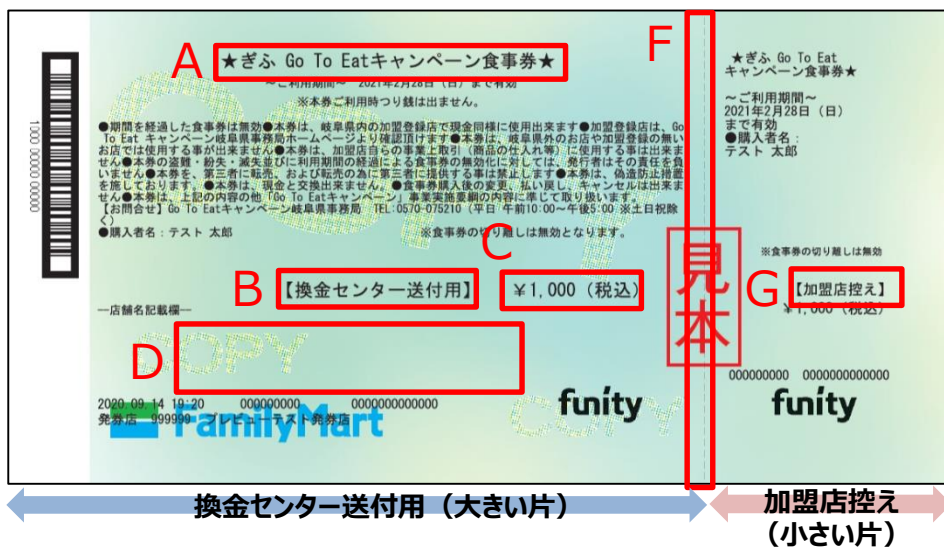
実施スケジュール

期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月
加盟店募集期間 開始：9月23日（水） 終了：12月25日（金）		→				
食事券事前受付期間 開始：10月16日（金） 終了：10月22日（木）		→				
食事券WEB受付期間 開始：10月26日（月） 終了：1月31日（日）		→				
食事券電話受付期間 開始：10月26日（月） 終了：1月31日（日）		→				
食事券店頭販売期間 開始：10月26日（月） 終了：1月31日（日）		→				
食事券利用期間 開始：10月26日（月） 終了：2月28日（日）		→				

<事業フレーム>



<食事券について>



A	★ぎふGoToEatキャンペーン食事券★であることを必ずご確認ください。	E	管理項目が記載されています。破損、汚損に注意ください。
B	換金センターへの送付片となります。	F	ミシン目が入っていますので切り離してください。
C	券面額は1,000円と500円 2種類があります。	G	加盟店控え片となります。保管をお願いします。
D	換金センター送付時に記入ください。		

<加盟店の参加条件>

加盟店の参加条件

以下、Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書より

【営業形態】

- 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。

【行政への協力】

- Go To Eatキャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
- Go To Eatキャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告すること。
- 農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- 登録の際に提供した情報及びGo To Eatの対象店舗となった場合はその旨をGo Toトラベル事務局に提供することに同意すること。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施すること。
- 「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示すること。
 - 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
- ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

<加盟店の参加条件>

加盟店の参加条件

以下、Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書より

- カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させないこと。
 - 岐阜県の行動指針等に沿った感染防止対策の実施を宣言した事業者に配布される「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示すること。また、「岐阜県感染警戒QRシステム」等に登録し、発行されるQRコードを店頭に掲示すること。
 - 利用者に対して、以下の事項を周知すること。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供をおこなう。

新型コロナウイルス対策不実施店舗への扱いについて

店頭ツールとして、コロナ接触確認アプリ告知シール及びチラシ、外食時のお願いポスター、感染防止対策チェックリストの4種を掲示してください。

（店頭ツールはこちらで準備しますので、加盟店でのご準備は不要です。）

不定期で加盟店抜き打ちチェックを実施します。

新型コロナウイルス対策の基準を満たしていない場合は、登録解除の可能性あります。

<加盟店の参加条件>

食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店とは

〔営業の許可〕

第52条

- 1 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 二 第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除くとは

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

<加盟店登録方法>

加盟店登録方法

ぎふ Go To Eat キャンペーン ホームページ <https://gotoeat-gifu.jp> より登録してください。

ホームページより加盟店登録ができない場合

ぎふ Go To Eat キャンペーンコールセンターまでご連絡ください。

TEL:0570-07-5210

登録の際に、**保健所から交付される営業許可番号、振込み先情報（金融機関の情報）が必要**となります。
お手元にご準備の上、登録を行ってください。

①「飲食店の方へ」ボタン



The image shows a screenshot of the Gifu Go To Eat Campaign website. At the top, there is a navigation bar with several buttons: "ぎふ Go To Eatとは", "飲食店の方へ", "加盟店一覧", "販売窓口", "よくある質問", and "お知らせ". The "飲食店の方へ" button is highlighted with a red box, and a red line connects it to the section header "①「飲食店の方へ」ボタン". The main content area features a large "Gifu Go to Eat" logo in the center, surrounded by various food images including a bowl of ramen, a plate of fish, a plate of beef, a plate of salmon, and a plate of sushi. Below the logo, there is a banner that says "ぎふ Go To Eat キャンペーン". At the bottom of the page, there is a message: "お得なお食事券で「岐阜の美味しい」を楽しもう!!" and a small text block: "Go To Eatキャンペーンとは、プレミアム付食事券（購入額の25%を上乗せ）を使い、地域の飲食店や農林水産者を応援する取り組みです。"

<加盟店登録方法>

オンライン申請加盟店向けサイトにて同意書内容をご確認ください。
加盟店誓約書、個人情報の取り扱いについて同意すると、申請に進むことができます。

② 「飲食店の方へ」ページに移動



③ ページ最下部の「加盟店登録はこちら」より登録を進めてください



<加盟店登録方法>

- ④ オンライン申請加盟店向けサイト「同意書」の内容をご確認ください。
「参加飲食店同意書」「個人情報の取り扱いについて」について同意
(チェックボックスに☑) すると、申請に進むことができます。
- ⑤ 「加盟店登録申請フォーム」に必要事項を入力し、最下部の「申請する」ボタンを押してください。

<加盟店登録の抹消・その他>

以下、Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書より

□ ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はGo To Eatキャンペーン岐阜県事務局の指摘に適切に対応しない場合や、同意書の内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eatキャンペーン岐阜県事務局により参加登録が取り消される場合があります。

<説明会について>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は行いません。
ぎふGo To Eatキャンペーンのホームページにて、事業概要を詳しく説明する動画を配信する予定です。(10月上旬掲載予定です。)

＜加盟店配布物一覧＞

①加盟店向けスターキット内容

GoToEatキャンペーン岐阜県事務局より発送致します。

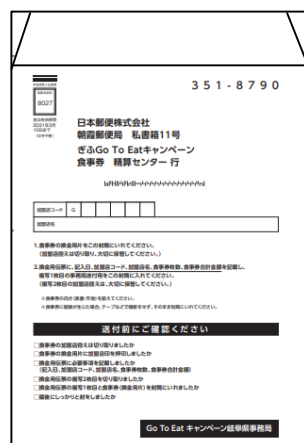
- 加盟店マニュアル
- 食事券加盟店証（ステッカー）
- ポスター
- 換金用返信封筒
- 換金用伝票



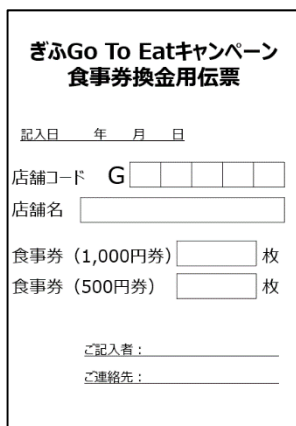
加盟店マニュアル



加盟店ステッカー



換金用返信封筒



換金用伝票

②加盟店向け店頭ツール

農林水産省よりスターキットとは別に発送致します。

- コロナ接触確認アプリ告知シール（メニュー貼り付け用）
- コロナ接触確認アプリ告知チラシ（メニュー挟み込み用）
- 外食時のお願いポスター
- 感染防止対策チェックリストポスター



コロナ接触確認アプリ告知シール
（メニュー貼付け用）



コロナ接触確認アプリ告知チラシ
（メニュー挟込み用）



外食時のお願いポスター

<加盟店運営にあたってのお願い事項>

1.

販売ツール(ステッカー・ポスター)掲示のお願い

<ステッカー見本>



ステッカーは原則、一加盟店につき1枚ご用意しておりますが、加盟店の規模などにより、2枚以上必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

<ポスター見本>



加盟店であることが明確になるよう、販売ツール（ステッカー・ポスター）を **消費者が分かりやすい場所** に掲示してください。

2.

加盟店独自の使用ルールがある場合の対応

原則、不可とします。また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券利用上限額などを定める場合も同様に、**予め消費者が認識できる**ようにしてください（レジ、ポスター、POP、チラシなど）。

3.

食事券使用に関するトラブルについて

食事券使用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各加盟店にてご対応をお願い致します。

※お困りの場合は、ぎふ Go To Eat キャンペーンコールセンター（以下「コールセンター」という。）にご相談ください。

4.

食事券のデザイン等の使用

食事券画像のデータが必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

<食事券取扱いについて>

お客様（消費者）への対応

①お会計（支払い額の提示）



②お客様（消費者）が食事券使用の意思表示

- ・テイクアウトを除く商品購入、サービス提供への使用は、お断りください。
- ・釣り銭は出せないことをお伝えください。



③偽造されたものでないかご確認ください

お客様が使用される食事券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、その旨をコールセンターにもご報告ください。



④お客様（消費者）より食事券をお受け取りください

ぎふGoToEatキャンペーン食事券以外の食事券は受け取らないで下さい。（換金できません）

不足分は、現金等で受領してください。食事券を受け取った時は、再流出を防止するため、券表面の店舗名記載欄と半券（加盟店控え）の余白の2カ所に加盟店受領印を押印し、食事券の半券（加盟店控え）を切り取ってください。既に受領印があるものや半券が切り取られているものは、使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。

＜食事券取扱いについて＞

受け取った食事券の処理

券表面の店舗名記載欄と半券（加盟店控え）の余白の2カ所に
加盟店受領印を押印し、半券を切り離してください。



加盟店名を油性ボールペンかマジックで記入ください。
（店舗印を押印する場合は、裏面に押ししてください。）

ミシン目で
切り離してください

【注意】

- ◎使用済み食事券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、
食事券の半券（加盟店舗控え）を必ず切り取り、入金確認が完了するまで大切に保管してください。
- ※この控えがない場合は、入金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。
なお、食事券の半券（加盟店舗控え）がある場合でも、指定口座への入金後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。
- ※登録された加盟店名と食事券表面に押印された加盟店名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ◎使用期間中における食事の提供（テイクアウトを含む）の取引に使用された食事券のみ換金可能です。
- ◎食事券の交換及び売買は行わないでください。
- ◎万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された換金用片の枚数」に差異が生じた場合は、**「送付された換金用片の枚数」を正とし精算を致します。**
指定口座への入金後、2週間以内にコールセンター宛に異議申し立てを行ってください。

<食事券取扱い注意事項 ※必ずお読みください>

1. 使用期間【令和2年10月26日（月）～令和3年2月28日（日）】

を過ぎた場合、食事券は使用できません。

2. 食事券は食事の提供（テイクアウトを含む）の対価として使用できます。

3. 食事券と現金の交換・売買は禁止されています。

4. 釣り銭は出さないでください。

5. 食事券は以下のものは使用対象になりません。

- a. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- b. 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- c. その他、各加盟店が指定するもの

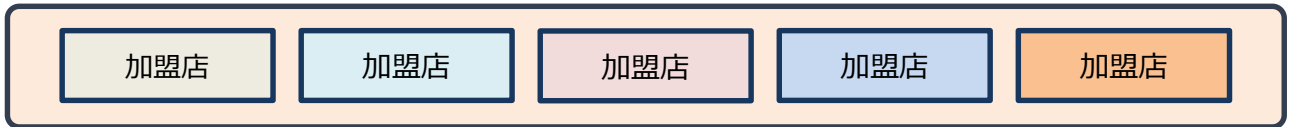
※上記の禁止行為、使用対象にならないものによる食事券の使用が発覚すれば、

①登録の取消、②換金の拒否、③損害賠償、その他の処分を行う場合があります。

※食事券の使用できないメニューを独自に決める場合は、店頭への掲示、その他の方法により、消費者が予め認識できるように明示してください。

<管理・回収・精算フローについて>

岐阜県内飲食店



郵送

????
取扱に不明な点がある時は...

電話問い合わせ

【スターターキット】

- ・プレミアム付き食事券（見本）
- ・加盟店マニュアル
- ・プレミアム付き食事券加盟店証（ステッカー）
- ・ポスター
- ・換金用伝票返信用封筒
- ・換金用伝票

換金手続

スターターキットの換金用返信用封筒にて私書箱へ郵送ください。

郵便局私書箱

精算センター



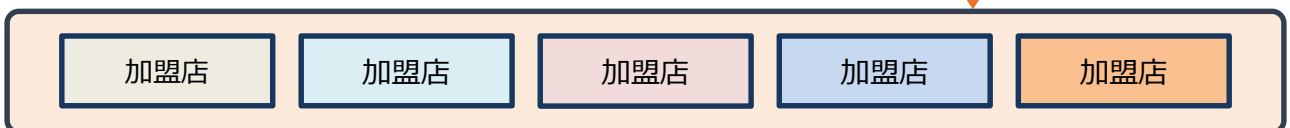
ぎふ Go To Eat キャンペーン
コールセンター



Go To Eat キャンペーン
岐阜事務局

※換金スケジュールの詳細はP.17を参照ください。

ご入金



<食事券の換金について>

食事券発送受付期間

換金用片の換金請求期間は、下記の私書箱到着日（必着）までとします。

2020年10月26日（月）～2021年3月7日（日）

※郵送に時間がかかることもございますので、十分に余裕を持って発送をお願いします。

- 加盟店（使用店舗）は、換金用返信封筒に換金用片と換金用伝票を封入し、ぎふ Go To Eat キャンペーン精算センター（以下「精算センター」という。）の私書箱へ郵送にて発送してください。（郵送代は受取人払いです。）
- この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に私書箱に到着（必着）するよう発送してください。

入金処理期間及び入金日

- 換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ入金いたします。（P17表参照）

※**発送の回数は食事券の受取枚数に応じて各自で適宜お決めください（原則月1回）。最後の一回にまとめて発送し、換金することもできます。**

入金口座

- 各加盟店（使用店舗）の登録申請時に登録された口座に入金いたします。

1口座1回あたりの入金額の計算方法

額面総額(振込手数料は事務局にて負担いたします)

「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された換金用片の集計結果」に差異が生じた場合は、「換金用片の集計結果」を正とし精算を致します。
指定口座への入金後、2週間以内にコールセンター宛に異議申し立てを行ってください。

入金額を各加盟店でご確認ください。

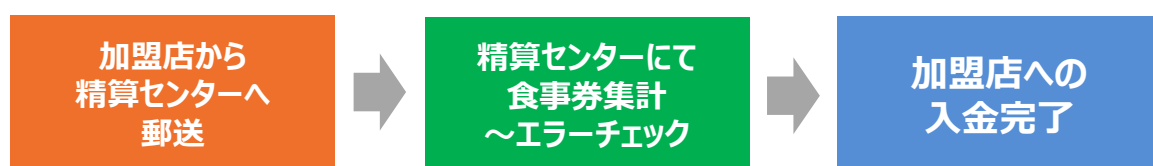
なお、意義の申し立ては入金日から2週間以内に限って受付をいたします。

また、その際は半券（加盟店控え）による照合が必要となる為、

入金確認を完了するまで大切に保管してください。

※ 入金時の口座名称は「GoToEatキャンペーン食事券岐阜県事務局」と表記されます。

＜換金スケジュールについて＞



使用が集中した場合は、加盟店への精算が1サイクル遅れる場合がございます。

日程	加盟店での利用期間	換金用伝票必着日	入金日（予定）
1	10/26（月）～10/31（土）	11/8（日）	11/30（月）
2	11/1（日）～11/30（月）	12/6（日）	12/28（月）～1/5（火）
3	12/1（火）～12/13（日）	12/20（日）	1/19（火）
4	12/14（月）～12/31（木）	1/11（祝）	2/1（月）
5	1/1（金）～1/31（日）	2/7（日）	2/22（月）
6	2/1（月）～2/28（日）	3/7（日）	3/22（月）

精算センター受取後、およそ3週間後に入金予定となります

※換金用片は、日数に十分余裕を持って郵送してください。

<お問合せ先>

ぎふGo To Eat キャンペーンコールセンター

TEL : 0 5 7 0 - 0 7 - 5 2 1 0

受付期間 : 令和2年9月23日(水) ~ 令和3年3月31日(水)

※年未年始(令和2年12月29日~令和3年1月5日)を除く

受付時間 : 10時~17時 土・日・祝日を除く